

東京電力ホールディングス株式会社に対して求める 第三者による評価について

令和3年4月28日
原子力規制庁

1. 経緯・趣旨

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対して令和3年3月23日に発出した「原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）」（参考資料1）では、今回の事案の重大性に鑑み、東京電力の組織を外部の目で客観的かつ厳正に観察・把握する必要があるため、第三者による安全文化及び核セキュリティ文化の評価の実施を求めたところである。

これに関し、同年4月14日の第3回原子力規制委員会において、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針を諮った際（参考資料2）、第三者による評価の性格について議論があった。

今回、原子力規制庁として東京電力に対して求める第三者による評価の考え方を諮るもの。

2. 東京電力に対して求める第三者による評価の考え方

原子力規制検査の対応区分が第4区分の場合は、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であることから、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定に第三者による安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含めることを求めることにしている。

東京電力に対して求めている第三者評価においても、当事者とは異なる視点を加えて東京電力の組織の状況を客観的に捉えて分析・評価を行うことが求められる。

このため、東京電力が行う自己評価とは別に、第三者が主体的に評価の視点などを定める必要があり、第三者には東京電力からの独立性や中立性が求められる。

なお、原子力規制委員会は、第三者による評価を含めた東京電力の報告について、追加検査によりその内容を確認していくこととなる。

（添付資料）

参考資料1 原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）
原子力規制検査等実施要領 表 6-1 対応区分

参考資料2 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針について（令和3年4月14日第3回原子力規制委員会資料3）

原規放発第 2103239 号
令和 3 年 3 月 23 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
安全規制管理官（核セキュリティ担当）事務代理
吉川 元 浩

原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）

原規放発第 2103167 号の検査指摘事項に対する重要度評価は、暫定評価のとおり決定した。これを踏まえ、下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所について、原子力規制検査等実施要領（令和元年 12 月原子力規制庁）の対応区分を変更したので通知する。

また、今回の対応区分の変更を受けて、追加検査を実施する。その際、IDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案は、一体のものとして取り扱うものとする。そこで、両事案について、直接原因の特定、根本的な原因の特定並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第 3 者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定を行い、その特定した内容を踏まえて、特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動及びそれに関連する保安のための業務に係る活動に関する改善措置活動の計画を定め、当該特定した内容及び計画を、本件通知の日の翌日から起算して 6 か月以内（期限：9 月 23 日まで）に報告されたい。

記

1. 対応区分
第 4 区分とする。
2. 対応区分が適用される日
令和 3 年 1 月 1 日

表6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	
施設の状態	各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態	
評価基準	全ての安全実績指標が緑であって、かつ、検査指摘事項がない場合又は検査指摘事項がある場合においてその全ての評価が緑のとき	一つの監視領域（大分類）において白が1又は2生じている	<ul style="list-style-type: none"> 一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1生じている（以下「監視領域（小分類）の劣化」という。）又は、 一つの監視領域（大分類）において白が3生じている 	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている*又は、 監視領域（小分類）の劣化が2以上生じている又は、 黄が2以上又は赤が1生じている 	事業者が国民の健康と安全性の保護を確保するための安全活動を実施し、又は実施することができるという妥当な確信が原子力規制委員会にない状況（施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等）	
検査対応	項目	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 追加検査はなし 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項1号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第2号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第3号に係る追加検査 	
	視点等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の是正処置の状況を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定 	

規則：原子力規制検査等に関する規則

※「監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている」とは、5四半期を超えて監視領域（小分類）の劣化が生じている状態で、更にいずれかの監視領域（小分類）において白が生じた場合をいう。

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針について

令和 3 年 4 月 14 日
原子力規制庁

1. 経緯・趣旨

令和 3 年 3 月 23 日の第 66 回原子力規制委員会において、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所における ID カード不正使用事案と核物質防護設備の機能の一部喪失事案を一体のものとして取り扱い、これに対する追加検査を行うこととした。

これを受けて、今後の追加検査の実施方針について諮る。

2. 原子力規制庁における追加検査の実施

原子力規制委員会から、東京電力に対し、今回の事案に係る根本的な原因の特定や改善措置活動の計画などを内容とした報告（期限：9 月 23 日まで）を求めており、これに関する東京電力の取組に応じて、原子力規制庁として追加検査を以下のように段階的に実施する。（参考資料 1）

なお、検査の状況や指摘すべき事項の気付きなどについては、随時、原子力規制委員会に報告する。

（1）東京電力の報告書提出前の検査（フェーズ I の追加検査）

① 両事案に係る事実関係の詳細な調査、関係者の認識の把握、第三者による安全文化・核セキュリティ文化の評価を含めた東京電力の原因分析や改善措置活動の計画の検討状況の把握等を行う。

② ①で把握した事実関係等を踏まえ、東京電力の報告書の内容（原因の特定、改善措置活動の計画など）の確認を行い、指摘事項の有無とその内容も含め、その検査結果を原子力規制委員会に諮る。

（2）東京電力の報告書提出後の検査（フェーズ II の追加検査）

① 報告書に記載された個々の改善措置活動について、具体的な検査内容と検査計画（数か月程度を想定）を策定し、原子力規制委員会に諮る。

② その後、本格的な検査に入り、東京電力による改善措置活動の進捗に応じて、検査が可能である事項からその運用状況（企図した通りに機能し、組織内に定着して効果を発揮しているかなど）の確認を行う。

検査終了後、指摘事項の有無とその内容を含め、検査結果を検査報告書に取りまとめ、検査の対応区分の変更の可否と合わせて、原子力規制委員会に諮る。

なお、この段階で検査指摘事項がある場合には、その対応策の実施状況を事後的に確認する必要があるため、フェーズⅢの追加検査を行う。

(3) フェーズⅡの検査指摘事項に対する検査（フェーズⅢの追加検査）

フェーズⅡの検査指摘事項に対して、その改善状況、措置の運用による効果などを確認する。

検査終了後、検査結果を検査報告書に取りまとめ、検査の対応区分の変更の可否と合わせて、原子力規制委員会に諮る。

3. 東京電力における第三者による評価について

3月23日に発出した「原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）」では、今回の事案の重大性に鑑み、東京電力組織の性質を外部の目で客観的かつ厳正に観察・把握する必要があるため、東京電力に対し、第三者による安全文化及び核セキュリティ文化の評価の実施を求めたところである。

この第三者による評価については、以下の事項が重要と考えられるため、東京電力にこれらを通知する。

- ・第三者の選定に当たっては、独立性・中立性を確保するため、現に東京電力の利害関係者である者や国民の疑念や不信を招くような者が主体とならないようにすること。その際、原子力規制委員会においては、原子炉安全専門審査会等の委員について、選任要件において被規制者やその構成する団体の役員・従業者でない者などを定め、選任する者に対し被規制者等からの委託業務等の実績の公開を求めることなどを通じて、独立性・中立性を確保していることが参考となる。
- ・本評価を行う第三者は機微な情報を取り扱うことが考えられるため、原子炉等規制法第68条の2第2項に規定する「業務を委託された者」等に該当する者として核物質防護上の秘密保持義務を負うことを東京電力と第三者との間の文書により明確にすること。
- ・本評価を進める際には、第三者を補佐するスタッフの在り方などを含め第三者の判断の独立性・中立性に疑念を持たれないような体制を構築する必要があること。その際、たとえば、2010年に日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が参考となる。

4. 原子力規制庁における追加検査の体制

上記を踏まえ、追加検査の実施準備、計画策定、検査実施、検査報告の作成などの一連の業務を円滑かつ効果的に進めるため、原子力規制庁の訓令（原子力規制庁組織細則）に基づき、本業務を担当する組織（東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム）を設置し、核セキュリティ部門及び検査グループの職員を中心とした特別の体制を構築する。（参考資料2）

（添付資料）

参考資料1 追加検査の大まかな流れ

参考資料2 原子力規制庁組織細則 新旧対照表（案）（略）

(追加検査の大まかな流れ)

原子力規制庁	原子力規制委員会
原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）の発出（3月23日）	
<p><追加検査（フェーズⅠ）> 現状の把握 ○規程、手順書等 ○活動、報告等の記録 ○現場、管理部門及び経営層における対応 ○請負事業者の職員を含む従業者の認識 ○核物質防護設備の状況 ○東京電力による原因分析等の検討状況 ○第三者による評価の状況 等</p>	<p>検査状況、気付き事項等の報告 （随時）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">東京電力から報告書の提出（9月23日期限）</div>	
<p>報告書の内容確認</p>	<p>確認結果の審議</p>
<p><追加検査（フェーズⅡ）> 本格的な検査の実施 ○検査内容と検査計画を策定 ○検査計画に基づく検査実施 （例） ・核セキュリティ文化及び安全文化 ・CAPの仕組みと運用 ・核物質防護設備のパフォーマンス ・従業者の核物質防護関連のパフォーマンスと教育・訓練 ・業務管理手法や手順書等の規程類の運用状況 ・警備等の請負事業者を含む調達管理の仕組みと運用 ・設備・機器に係る保守・運用管理 等</p>	<p>検査内容・検査計画の審議</p> <p>検査状況、気付き事項等の報告 （随時）</p>
<p>検査結果の取りまとめ （対応区分の変更の可否）</p>	<p>審議</p>
<p><追加検査（フェーズⅢ）> フェーズⅡの指摘事項への対応状況の確認 検査結果の取りまとめ （対応区分の変更の可否）</p>	<p>審議</p>